別添11

厚生労働省委託事業

がん対策推進企業アクション　ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

あなたの会社と従業員を"がん"から守る"

企業アクションは国のプロジェクトです

年間約95万人がんになる時代。がんにり患した4人に1人が、20～64歳の働く世代です。
企業として従業員の健康、とりわけ「がん対策」は重要な経営課題です。
働く人の視点にたち、企業アクションは様々なサポートをします。

企業アクションの2大使命

がんになっても働き続けられる社会へ

● 今年は行こう 今年も行こう がん検診

① がん検診受診率アップ

早期発見なら
約9割が完治することから、
受診率の向上を目指します。

● がんでも、やめない、やめさせない

② 治療と仕事の両立支援

がんになった従業員がいても企業ぐるみで支え、種々の方策を提示し支援します。
経営側と従業員のがんリテラシーの向上がポイントになるため、「がんを知るーオトナのがん教育」にも力を入れています。

約8,400社・団体が参加しています

企業アクションへの新規登録（参加）は、ここ数年間1,000社を超えています。
小規模企業から大企業まで多種多様な企業・団体が企業アクションに関心をもっています。
がんの最新情報と参考になる資料、啓発ツールが無料で得られます。

企業アクションの主な啓発活動

1. 全国各地でセミナーを開催（がん専門医・がん経験者・知事等が登壇）
2. 小冊子「働く人が がんを知る本」を無償提供（従業員への配布数、累計500万冊突破）
3. 自治体と連携して多角的に啓発推進（東京都や大阪府など）
4. 働く女性をがんから守る Working RIBBON運動を展開
5. 東大・中川医師のYouTubeを配信

パートナーの皆様へ協力いただいていること

パートナーの皆様には、eラーニングの活用等を通じて健康意識を高め、職場内のヘルスリテラシー向上にご協力いただいています。また、国のがん対策へ活かすための基礎資料として、パートナーアンケートへのご回答・ご意見の提供にもご協力いただいています。こうした一つひとつの取組みが、自社の従業員を守ることはもちろん、他の企業や社会全体のがん対策へとひろがり、「がんになっても働き続けられる社会」につながります。

がん対策推進企業アクションフィロソフィー

がんと向き合い、社員と会社をさらなる高みへ

がんは、命のかけがえのなさと生きる意味を教えてくれる病気です。
がん対策推進企業アクションは、職場でのがん対策が、社員と会社をさらなる高みへ導くと信じています。

会社員の死因の約半分はがん。
女性と高齢者が会社に増えるなか、「はたらく人をがんから守る」ことが求められています。
がん対策推進企業アクションはその先頭に立ちます。

職場でのがん対策は、社員と家族を守るとともに、会社の発展にもつながります。
企業文化の成熟度のバロメーターと言えるでしょう。がん対策は、まちがいなく、「経営課題」です。

すべて無料で利用可能です、是非ご登録ください。

[がん対策啓発ツール]

●「働く人が がんを知る本」

がんに関する知識やがん検診の重要性について学べるA5判の小冊子。従業員数分（上限あり）を無償にてご提供します。

●メールマガジン

企業・団体の担当者に定期的にがん対策の最新情報をご提供します。

●ポスター

従業員へがん検診受診を啓発するツールとしてPDF データをご提供します。

●学習支援ツール

がんに関する正しい知識を、企業で働く人に「時間や場所を問わず」学んでいただけるよう、e-leaning型の教材をご提供します。

●ニュースレター

がん対策の最新情報をわかりやすく PDF データでご提供します。社内の啓発ツールとしてご活用いただけます。

[YouTubeチャンネル「オトナのがん教育」]

教えて 中川先生！

がんって何？
がんになっても働けますか？

2020年10月から、がん対策推進企業アクションの公式YouTubeチャンネルがスタートしました。
がんについて気になるポイントをわかりやすく簡潔にまとめています。
毎月新動画配信中。

推進パートナー簡単登録

https://www.gankenshin50.mhlw.go.jp/about/registration.html
推進パートナー登録は右記の手順で簡単に行うことができます。

1.HPにアクセスし、規約に同意して登録申請フォームへ入力。
2.事務局にて確認後、登録手続き。(7日～10日程度で完了)
3.登録手続き完了後、登録証などをお送りします。

厚生労働省委託事業 がん対策推進企業アクション事務局
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2丁目6-11花門ビル3F
Tel:03-4446-5324 E-mail:gantaisaku-info@e-webinar.net Facebook:@gankenshin50

がんアクション 検索

別添12

事業者、人事労務担当者の皆様、
産業医・産業看護職等の産業保健スタッフの皆様へ

働く女性の健康推進に取組みましょう

- 産業保健総合支援センターをご活用ください -

全国47都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、
産業保健の専門家が以下の支援に取り組んでいます。ぜひご活用ください。

1 女性特有の健康課題に関する研修を実施しています

月経関連疾患などライフステージに応じた女性の健康課題について正しく理解し、働く女性に対して適切に配慮（婦人科等を受診する場合の特段の配慮や相談しやすい職場環境の整備等）することが重要です。
事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けに研修を実施していますので、ぜひ受講してください。

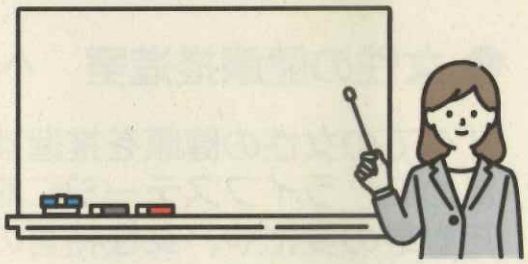

2 職場における女性の健康に関するご相談に応じます

産業保健総合支援センターの保健師が中心となり、職場における女性の健康に関するご相談に対応いたします。
より専門的なご相談については、性と健康の相談センターにご案内するなど、産業保健総合支援センターの保健師が連携コーディネーターとして支援を行います。
労働者個人の方、事業者の方からのご相談を受け付けています。

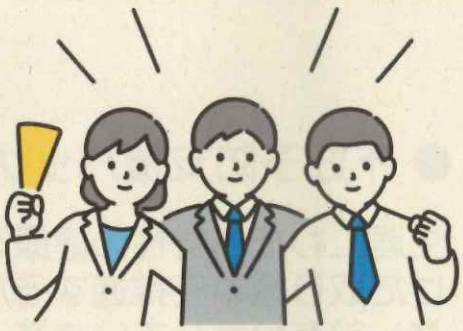

＜ ホームページのご案内 ＞

各種研修・セミナーは、各都道府県の産業保健総合支援センターのホームページからお申込みいただけます。

https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/default.aspx

その他女性の健康支援に役立つツール

● 働く女性の心とからだの応援サイト（厚生労働省）

女性が健康で働くために職場でどのようなことに取り組んだらいいのか、様々なヒントを掲載しており、企業の取組事例なども紹介しています。メール相談も受け付けています。

https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/

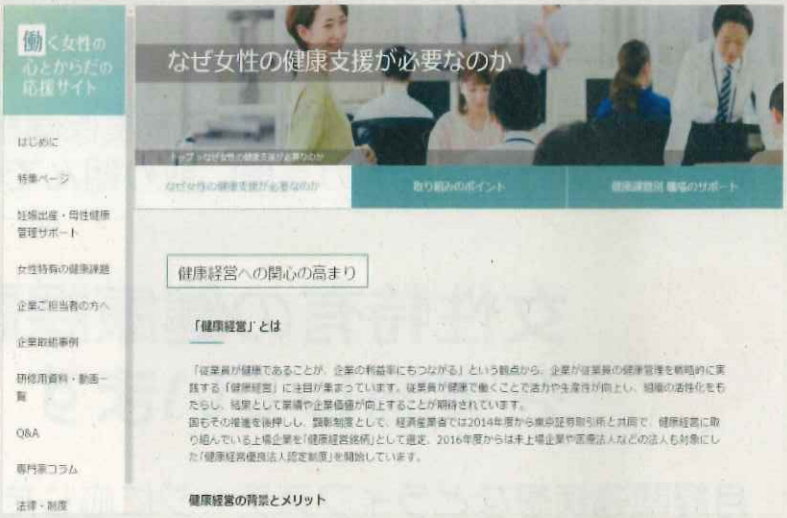

● 女性の健康推進室　ヘルスケアラボ（厚生労働省）

すべての女性の健康を推進するために、ライフステージに応じた心身の変化や、女性特有の病気に関する情報、セルフチェックなどについて紹介しています。

https://w-health.jp/

● 不妊予防支援パッケージ（内閣府・文部科学省・厚生労働省）

生涯にわたる女性の健康を包括的に支援することを通じ、不妊予防に向けた取り組みを推進するため、関係省庁とが連携し、不妊予防支援パッケージを公表しています。

https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000825095.pdf

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

☐ (なし) **何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（27%）**
➢**転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）**

職場3分エクササイズ　中央労働災害防止協会 転倒予防セミナー

☐ **作業場・通路に放置された物につまずいて転倒（16%）**
➢バックヤード等も含めた**整理、整頓**（物を置く場所の指定）**の徹底**

☐ **通路等の凹凸につまずいて転倒（10%）**
➢敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸、陥没穴等**（ごくわずかなものでも危険）**を確認し、解消**

☐ **作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒**（8%）
➢**適切な通路の設定**
➢**敷地内駐車場の車止めの「見える化」**

☐ **作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒**（8%）
➢**設備、什器等の角の「見える化」**

☐ **作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒**（7%）
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

☐ **凍結した通路等で滑って転倒（25%）**
➢**従業員用通路の除雪・融雪。**凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）

☐ **作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）**
➢**水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）

☐ **水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）**
➢滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➢**防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）**
➢隣接エリアまで濡れないよう処置

☐ **雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）**
➢雨天時に**滑りやすい敷地内の場所を確認**し、防滑処置等の対策を行う

エイジフレンドリー補助金　中小規模事業場 安全衛生サポート事業

（★）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は
「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）

別添13

転倒災害発生件数の推移

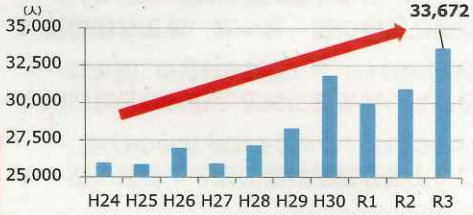

転倒による怪我の態様

- **骨折（約70%）**
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸　など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

47日

性別・年齢別内訳

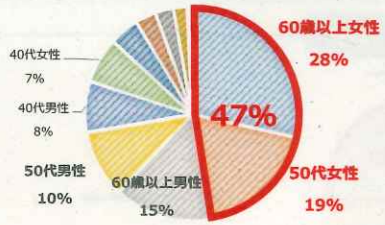

転倒したのは・・・

転倒災害が起きているのは
移動のときだけではありません

転倒時の類型

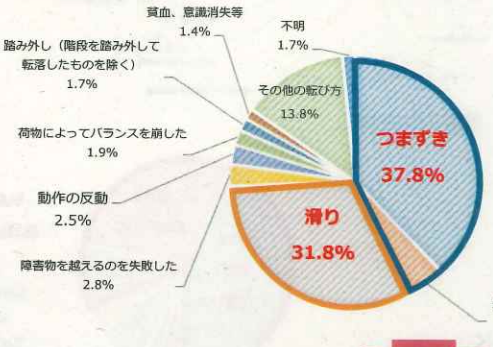

<その他の転び方>
- 他人とぶつかった・ぶつかられた
- 台車の操作を失敗した
- 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- 服が引っかかった
- 坂道等でバランスを崩した
- 立ち上がったときにバランスを崩した
- 靴紐を踏んだ
- 風でバランスを崩した

主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

■ **一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります**
→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください

転びの予防 体力チェック　ロコチェック

■ **特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します**
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

■ **現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも**
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）

内閣府ウェブサイト

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R5）

介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

☐ （なし）
何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（33%）
➢**転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）**
➢**走らせない、急がせない仕組みづくり**

職場3分エクササイズ　中央労働災害防止協会 転倒予防セミナー

☐
通路の段差につまずいて転倒（15%）
➢**事業場内の通路の段差の解消（★）、「見える化」**
➢送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起

☐
設備、家具などに足を引っかけて転倒（12%）
➢**設備、家具等の角の「見える化」**

☐
利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒（8%）
➢介助の周辺動作のときも焦らせない
介助のあとは"一呼吸置いて"から別の作業へ

☐
作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒（7%）
➢適切な通路の設定
➢敷地内駐車場の車止めの「見える化」

☐
コードなどにつまずいて転倒（5%）
➢労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

☐
凍結した通路等で滑って転倒（24%）
➢**従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する（★）**

☐
浴室等の水場で滑って転倒（23%）
➢**防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す（★）**
➢滑りにくい履き物を使用させる
➢脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置

☐
こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）**により滑って転倒（21%）**
➢**水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放）

☐
雨で濡れた通路等で滑って転倒（11%）
➢**雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認**し、防滑処置等の対策を行う
➢送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起

（★）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は
「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

エイジフレンドリー補助金　中小規模事業場 安全衛生サポート事業

転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移

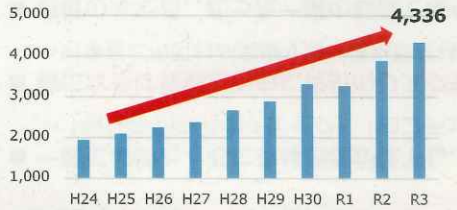

社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳

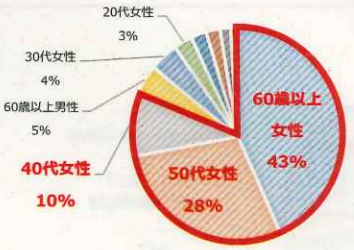

社会福祉施設における転倒災害の態様

- **骨折（約70%）**
- 打撲
- じん帯損傷
- 捻挫
- 外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

44日

介護の現場における転倒災害の発生時点

転倒災害が起きているのは
移動のときだけではありません

転倒時の類型

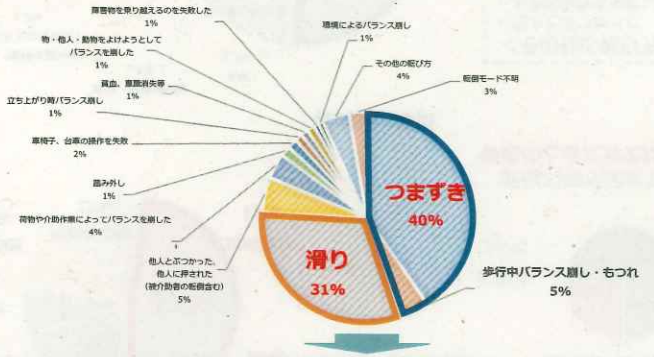

主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

■ **一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります**
→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください

■ **特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します**
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

■ **現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも**
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）

転びの予防 体力チェック　ロコチェック　内閣府ウェブサイト

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R5）

別添14

目の健康対策で STOP! 転倒災害

眼底検査でリスクを見える化!

目の病気が転倒を招いているかもしれません。
目の健康対策でエイジフレンドリーな職場作りへ。

65歳以上の就業者は全体の**14%**(2020年)と、年々増加しています。
60歳以上の女性の転倒骨折は20代の約**19倍**というデータもあり、
安全な職場に視機能対策は欠かせません。

(厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課「令和6年 高年齢労働者の労働災害発生状況」)

下方視野障害が進むと転倒しやすくなります

(視界の下部が見えなくなる)

転倒の危険性も

Alex A Black, et al.Optometry and vision science 2011
Jones PR, et al. Ophthalmic Epidemiology. 2019 から作成

水たまりがよく見える

一部欠損があるが、ほとんど気づかない

カートに視線が向くと水たまりは見えない!

重症になるまで視野の欠損に気づくことができません。
眼底検査が必要です!

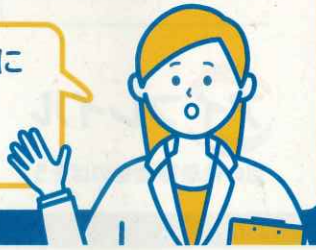

「見えにくくなる」原因の8割が眼底の病気です

視力検査だけでは発見できません

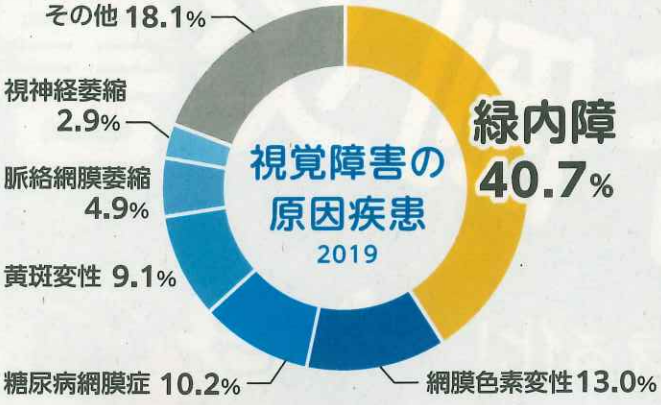

Matoba R, et al. Jpn J Ophthalmol. 2023

機能回復できない病気も多く、早期発見が大切です。

眼底検査ってどんな検査？

眼底とは目の奥の部分で、さまざまな病気を発見できる場所です。眼底検査では1枚の写真で、網膜・血管・視神経の状態がすべてわかります。検査後も速やかに業務復帰できます。

「はたらく人の目を守る眼科検診ハンドブック」

企業ができる目の健康対策があります

1 「アイフレイル」の自己チェックを。

まず、各自が小さな不調に気づくことが大切です。

2 健康診断に「眼底検査」をプラス

視野欠損など目の病気は自覚症状がなく、視力検査でも見つけることができません。眼底検査で早期発見しましょう。

3 目にやさしい環境づくりを

職場の4S（整理、整頓、清潔、清掃）や作業場所の照度を見直して、目の状態にかかわらず、安全に快適に働ける環境を。

アイフレイル（加齢による目の機能低下）の自己チェックも有効です

2つ以上該当したら眼科医への相談をお勧めしています。目の病気のサインを見逃さないでください。

1 目が疲れやすくなった	2 夕方になると見にくくなることが増えた	3 新聞や本を長時間見ることが少なくなった	4 食事の時にテーブルを汚すことがたまにある	5 眼鏡をかけてもよく見えないと感じることが多くなった
6 まぶしく感じやすくなった	7 はっきり見えない時にまばたきをすることが増えた	8 まっすぐの線が波打って見えることがある	9 段差や階段で危ないと感じたことがある	10 信号や道路標識を見落としそうになったことがある

アイフレイル
目の健康寿命をのばそう

緑内障・白内障・黄斑変性・ドライアイなどの検査概要、アイフレイルチェックリストなどを紹介しています

公益社団法人 日本眼科医会
JAPAN OPHTHALMOLOGISTS ASSOCIATION

はたらく人の目を守る
眼科検診ハンドブックQ&A

公益社団法人
日本眼科医会
JAPAN OPHTHALMOLOGISTS ASSOCIATION

日本眼科医会では、働く人の視機能を守るため、職域における眼科検診の充実に取り組んでいます。

本冊子は産業保健に携わる皆様が、眼底検査を含む眼科検診の意義を理解し、適切に実施して、その結果を就業の現場に役立てていただけるよう、作成したものです。検診の目的、検査方法、判定、事後措置、受診勧奨、就業制限の考え方など、現場で実際に生じる疑問に答える形で整理しました。広くご活用いただけましたら幸いです。

日本眼科医会の公式サイトでPDFを掲載しています
https://www.gankaikai.or.jp/info/kenshinhandbook2026v2.pdf

たとえばこんなQ&Aがあります

Q 目の健診で視力検査と眼底検査をしていれば安心ですか？

A 健診で測る視力検査は「日常視力」といって，今見えている状態を測るもので（「はたらく人の目を守る眼科検診ハンドブック」p.12参照），自分の最高の視力を測ることはできない。
また，パソコン作業などの近くを見る際の視力も測っていない。眼底検査では見つけられない眼の病気も多くある。健診で問題がなくても，アイフレイルチェックリスト[URL1]）にある項目など，気になる症状があれば眼科を受診してほしい。

Q 無症状の人が眼底検査で異常所見が出た場合，標準的な精密検査はどのようなものがありますか？

A 眼底検査で異常を指摘されたのち眼科で行う標準的な精密検査には矯正視力検査，眼圧検査，散瞳薬を用いた眼底検査，光干渉断層計（OCT）を用いた眼底三次元画像解析等がある。
視神経乳頭陥凹拡大など緑内障を疑われる所見がみられた場合は視野検査，網膜静脈閉塞症や糖尿病網膜症が疑われる場合は蛍光眼底造影検査やOCT アンギオグラフィー（光干渉断層血管撮影）もよく行われる。

Q 健診では「異常なし」だったが自覚症状がある社員に，どのような場合は受診を促すべきでしょうか？

A 視力低下，眼痛が突然現れた場合は急性緑内障発作，視神経炎，網膜動脈閉塞症，網膜剝離，ぶどう膜炎など早急な治療が必要な疾患の可能性がありすぐに受診を勧める。突然発症した複視は脳動脈瘤，脳腫瘍などが原因となる場合があり放置せずに医療機関受診を勧めるべき。なお自覚症状がない社員にもアイフレイルチェックリストなどを利用して問題がないか確認させるとよい。

あわせて
「はたらく人の目を守る
眼科検診ハンドブック」
もご活用ください。